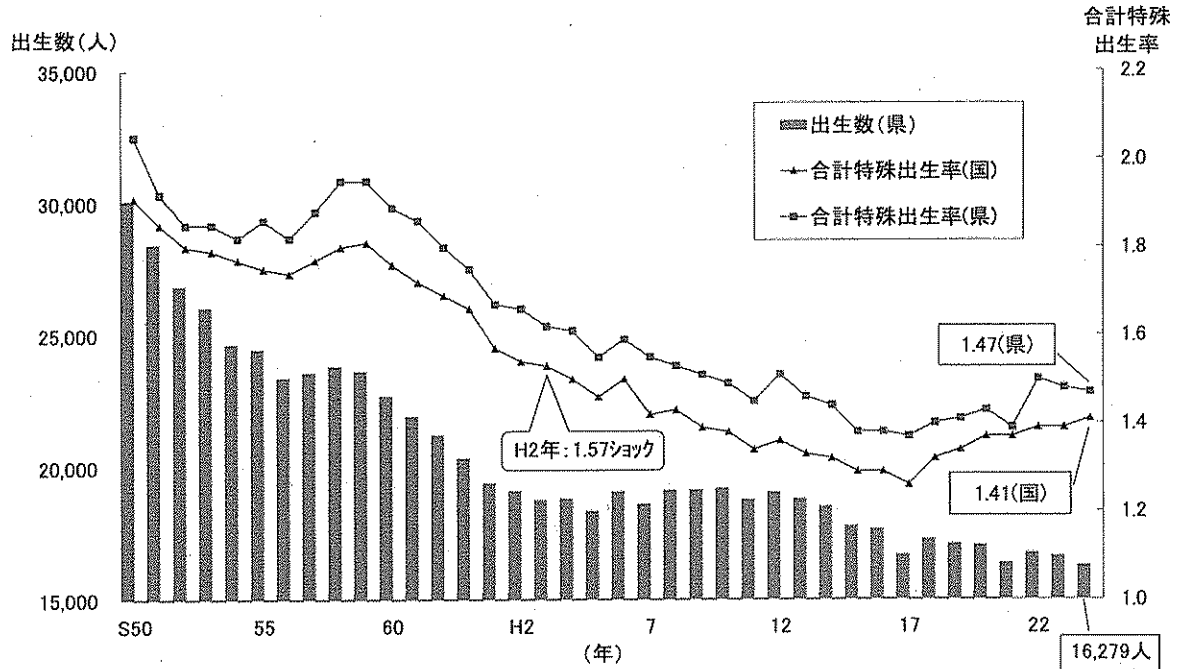


資 料

資料1	岡山県の少子化の状況について	・・・	P 1
資料2	岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査報告書（概要版）		P 3
資料3	少子化危機突破のための緊急対策	・・・	P 13
資料4	岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について	・・・	P 18
資料5	次世代育成支援対策推進法の概要	・・・	P 20
資料6	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」	・・・	P 21
資料7	「健やか親子21」に基づく県計画	・・・	P 22
資料8	家庭的擁護の推進に向けた「都道府県推進計画」	・・・	P 23
資料9	子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）	・・・	P 24
資料10	子ども・子育て会議委員からいただいた御意見	・・・	P 26
資料11	子ども・子育て支援新制度に係るスケジュール	・・・	P 30

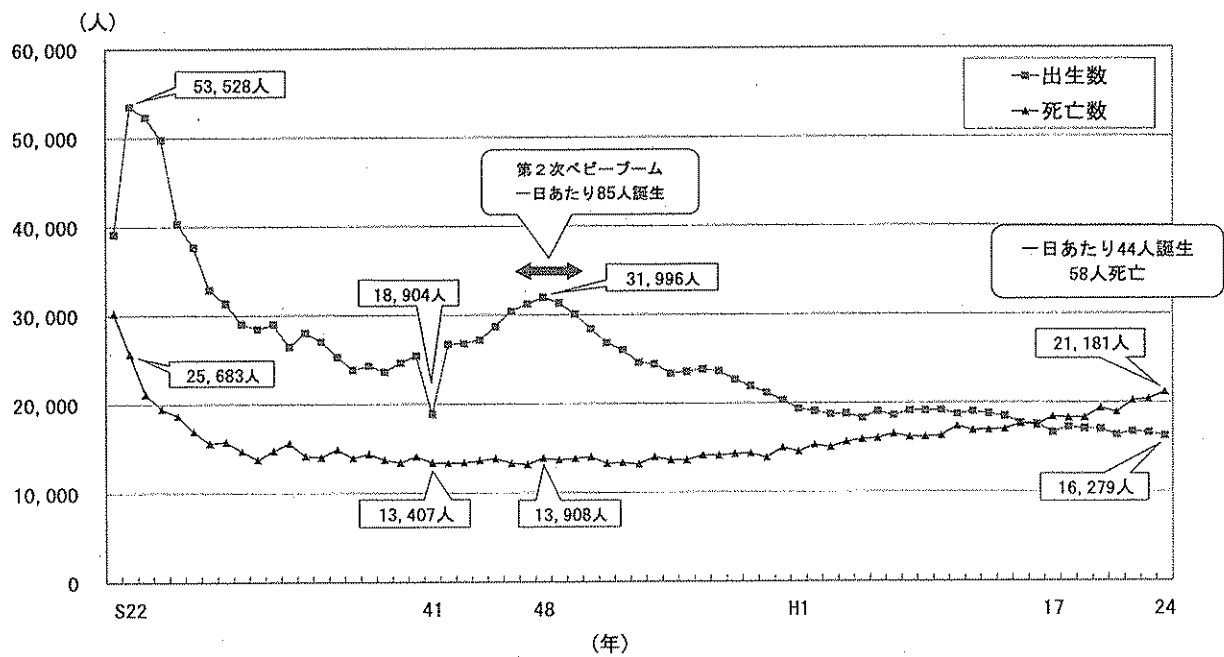
岡山県の少子化の状況について (平成24年人口動態統計(確定数)の概況)

1 国・岡山県の合計特殊出生率の推移



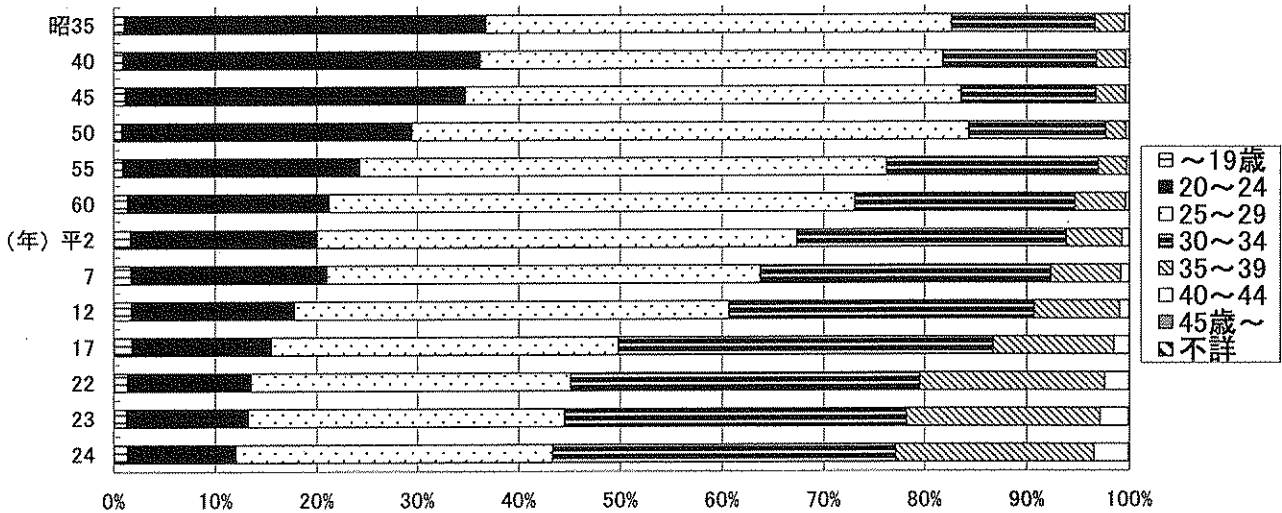
- ・出生数は、16,279人で昨年比356人の減少
- ・合計特殊出生率は、1.47と昨年比0.01の減少

2 岡山県の出生数と死亡数の推移



- ・出生数16,279人、死亡数21,181人で、4,902人の人口減少
- ・平成17年から8年連続で、死亡数が出生数を上回る

3 母の年齢階級別出生数の年次推移（岡山県）

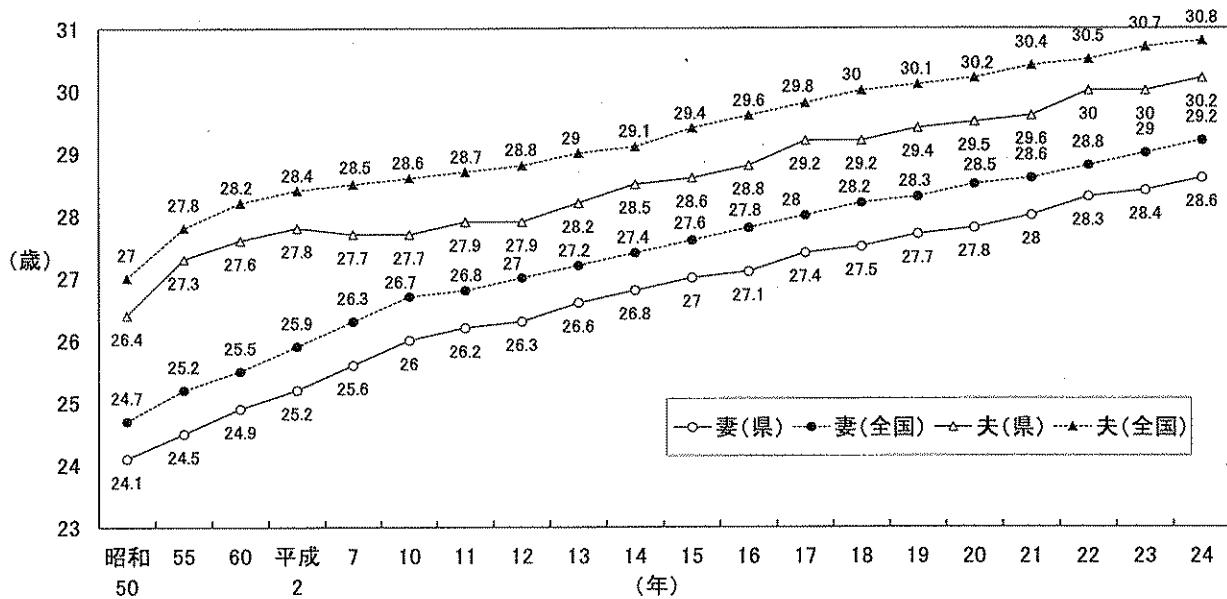


(単位：人)

母の年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	不詳	総数
昭和35年	272	9,043	11,616	3,525	741	113	5	0	25,315
平成23年	216	1,983	5,201	5,610	3,150	465	10	0	16,635
平成24年	225	1,726	5,102	5,496	3,165	552	13	0	16,279

- ・晩産化の傾向が続く
- ・出産する母親の56.7%が30歳以上

4 平均初婚年齢の年次推移



- ・男女ともに、晩婚化の傾向が続く
- ・全国の上昇カーブと同様の動き

(参考) 生涯未婚率の年次推移

年次		S15年	S25年	S35年	S45年	S55年	H2年	H12年	H22年
全国	男性	1.74	1.46	1.26	1.70	2.60	5.57	12.57	20.14
	女性	1.47	1.35	1.87	3.33	4.45	4.33	5.82	10.61
岡山県	男性	1.44	1.25	1.38	1.47	2.02	3.88	10.01	17.77
	女性	0.85	0.87	1.27	2.24	3.00	3.18	4.21	8.62

〈資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2012版」〉

岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査報告書 【概要版】

新たな岡山いきいき子どもプランの策定に当たり、子育ての現状や意識などを収集、分析して基礎資料とするための県民意識調査を実施しました。

	一般意識調査	子どものいる世帯調査
(1)調査地域	岡山県全域	岡山県全域
(2)調査対象	20歳から49歳までの男女	保育所、幼稚園及び小学校3年生までの児童の保護者
(3)調査対象数		3,090 サンプル
(4)調査方法	インターネット調査	配付自記式調査 (保護者に対する配付・回収は学校等を通じて行い、回収は郵送で行う。)
(5)有効回収数	1,599	1,503
(6)有効回収率		48.6%

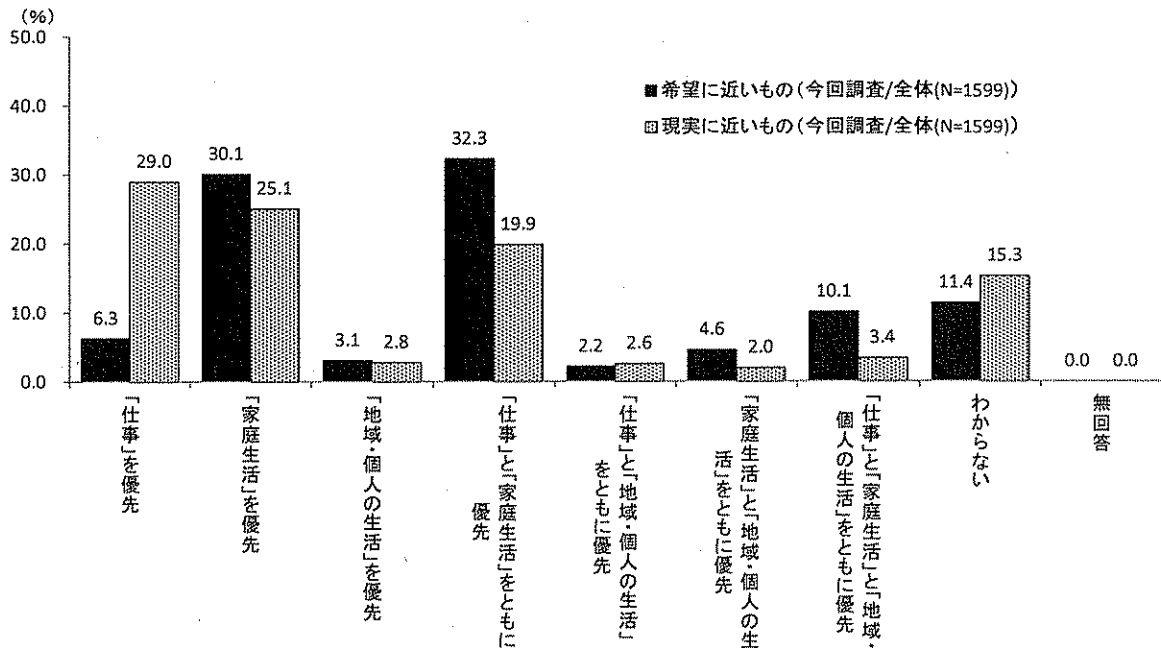
一般意識調査

【意識・考え方】

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、最も近いものはどれですか。
(○印はそれぞれひとつずつ)

○希望に近いものについて、「『家庭生活』を優先」「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」と回答した割合が高く、現実に近いものについて、「『仕事』を優先」「『家庭生活』をともに優先」と回答した割合が高い。

■「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について

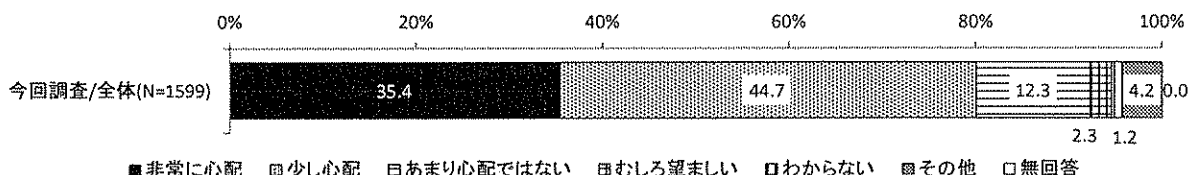


【少子化について】

最近、日本では子どもの数が減ってきていますが、あなたはこのことについて、どう思いますか。(○印はひとつ)

○「非常に心配」(35.4%)と「少し心配」(44.7%)を合わせた心配計で80.1%に達する。

■日本で子どもの数が減っていることについて



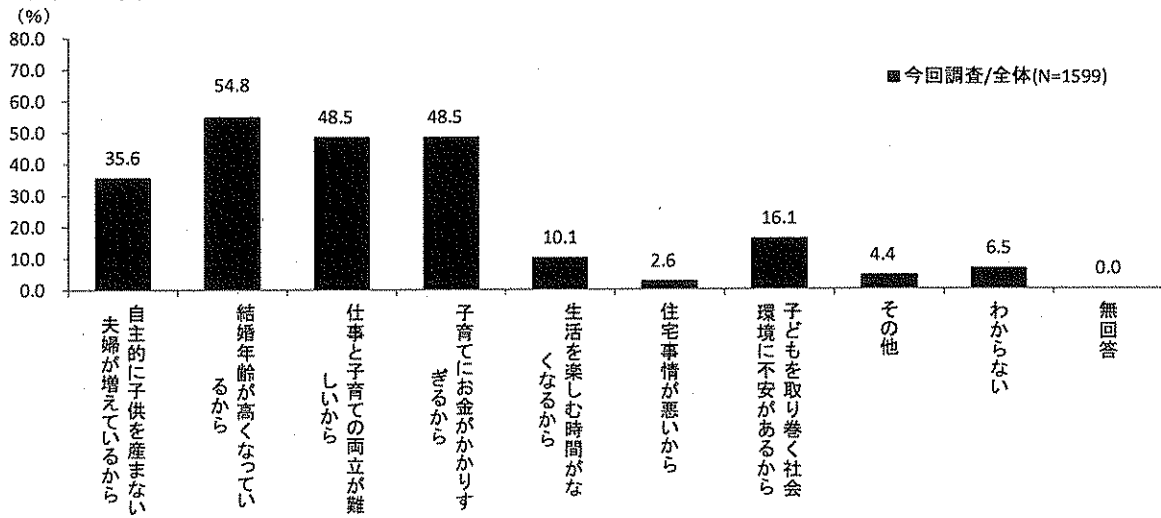
【少子化について】

どうして子どもの数が減ってきていると思いますか。

(○印は3つまで)

○「結婚年齢が高くなっているから」(54.8%)、「仕事と子育ての両立が難しいから」「子育てにお金がかかりすぎるから」(ともに48.5%)の順である。

■少子化の原因



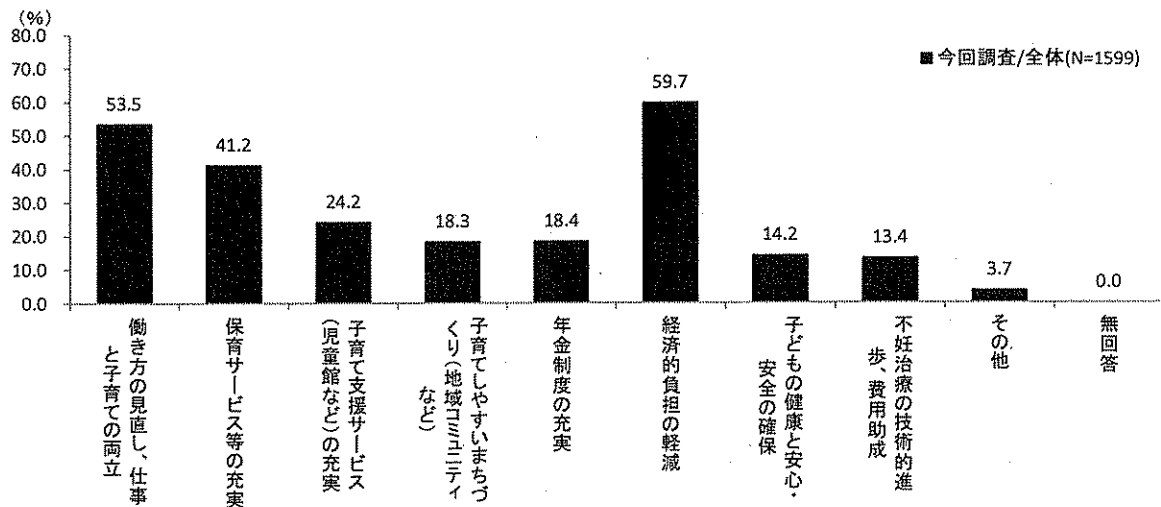
【少子化について】

少子化対策としてどのようなことが重要だと思いますか。

(○印は3つまで)

○「経済的負担の軽減」(59.7%)、「働き方の見直し、仕事と子育ての両立」(53.5%)、「保育サービス等の充実」(41.2%)の順である。

■少子化対策として重要なこと



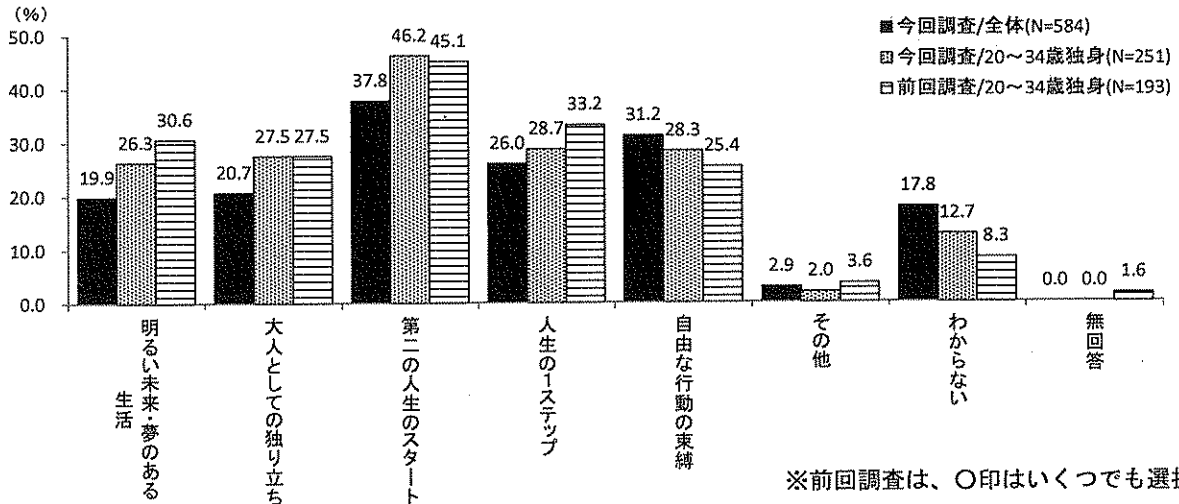
【結婚について】（未婚者）

結婚についてどんなイメージをお持ちでしょうか。

（○印は3つまで）

- 「第二の人生のスタート」(37.8%)、「自由な行動の束縛」(31.2%)、「人生の1ステップ」(26.0%)の順であり、20～34歳独身では、全体と比べて「明るい未来・夢のある生活」「大人としての独り立ち」「第二の人生のスタート」と回答した割合が高い。
- 20～34歳独身では、前回調査と比べてあまり違いはみられない。

■結婚についてのイメージ



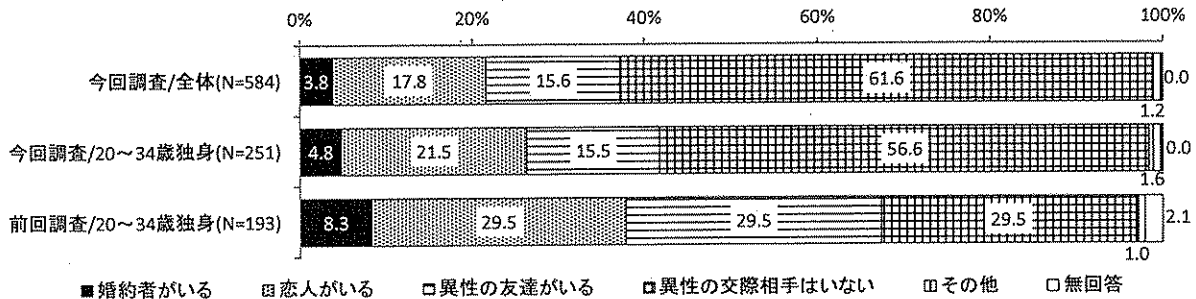
【結婚について】（未婚者）

現在、異性の交際相手がいらっしゃいますか。

（○印はひとつ）

- 「異性の交際相手はいない」(61.6%)、「恋人がいる」(17.8%)、「異性の友達がいる」(15.6%)の順であり、20～34歳独身では、全体と比べてあまり違いがみられない。
- 20～34歳独身では、前回調査と比べて「異性の交際相手はいない」と回答した割合が高い。

■異性の交際相手の有無



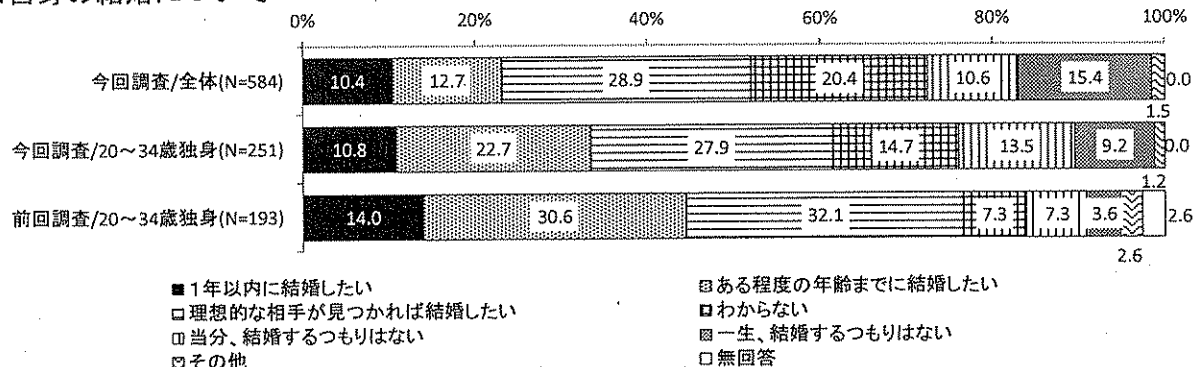
【結婚について】（未婚者）

ご自分の結婚について、どう考えていますか。

（○印はひとつ）

- 「理想的な相手が見つければ結婚したい」(28.9%)、「わからない」(20.4%)、「一生、結婚するつもりはない」(15.4%)の順であり、20～34歳独身では、全体と比べて「ある程度の年齢までに結婚したい」と回答した割合が高い。
- 20～34歳独身では、前回調査と比べて「わからない」「当分、結婚するつもりはない」「一生、結婚するつもりはない」と回答した割合が高く、「ある程度の年齢までに結婚したい」と回答した割合が低い。

■自身の結婚について

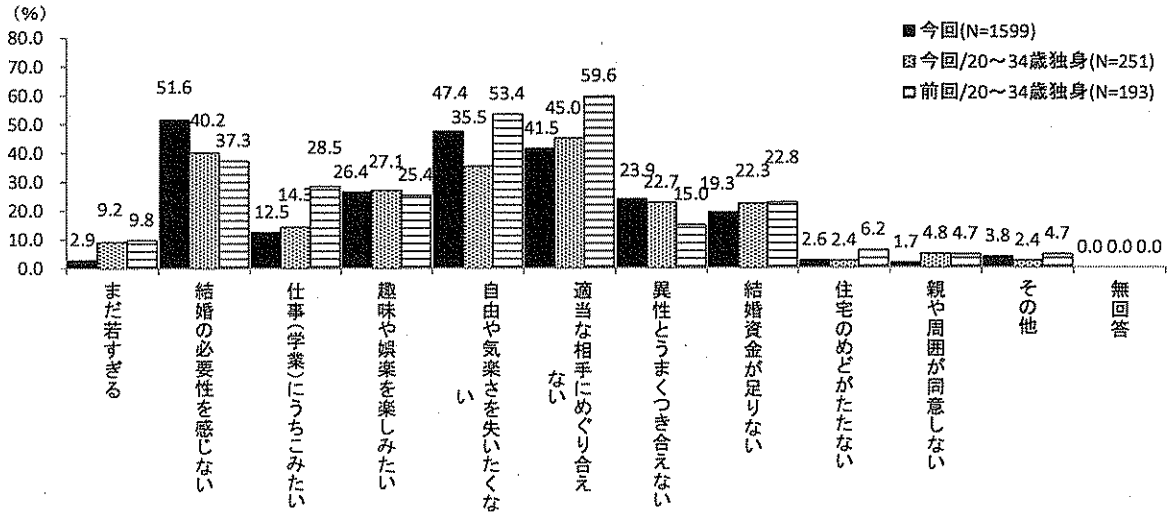


【結婚について】

あなたは未婚者が独身にとどまっている理由はなんだと思いますか。(○印は3つまで)

- 「結婚の必要性を感じない」(51.6%)、「自由や気楽さを失いたくない」(47.4%)、「適当な相手にめぐり合えない」(41.5%)の順である。
- 20～34 歳独身では、「適当な相手にめぐり合えない」の回答割合が 45.0%と最も高くなっている。
- 20～34 歳独身では、前回調査と比べて回答可能選択肢が少なくなっており、「仕事(学業)にうちこみたい」「自由や気楽さを失いたくない」「適当な相手にめぐり合えない」の回答割合は大幅に減少している。

■未婚者が独身にとどまっている理由



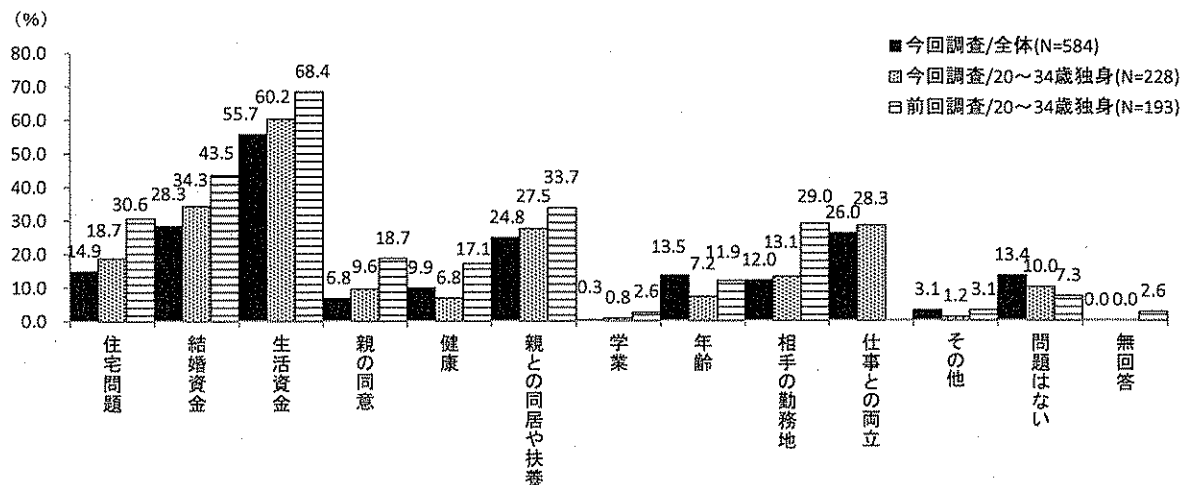
※前回調査は、○印はいくつでも選択可能

【結婚について】(未婚者)

結婚に際して、どんな問題があると思いますか。(○印は3つまで)

- 「生活資金」(55.7%)、「結婚資金」(28.3%)、「仕事との両立」(26.0%)の順であり、20～34 歳独身でも同様の傾向である。
- 20～34 歳独身では、前回調査と比べて回答可能選択肢が少なくなっており、「親の同意」「相手の勤務地」の回答割合は大幅に減少している。

■結婚に際しての問題



※前回調査は、○印はいくつでも選択可能
※前回調査には、「仕事との両立」という選択肢はない

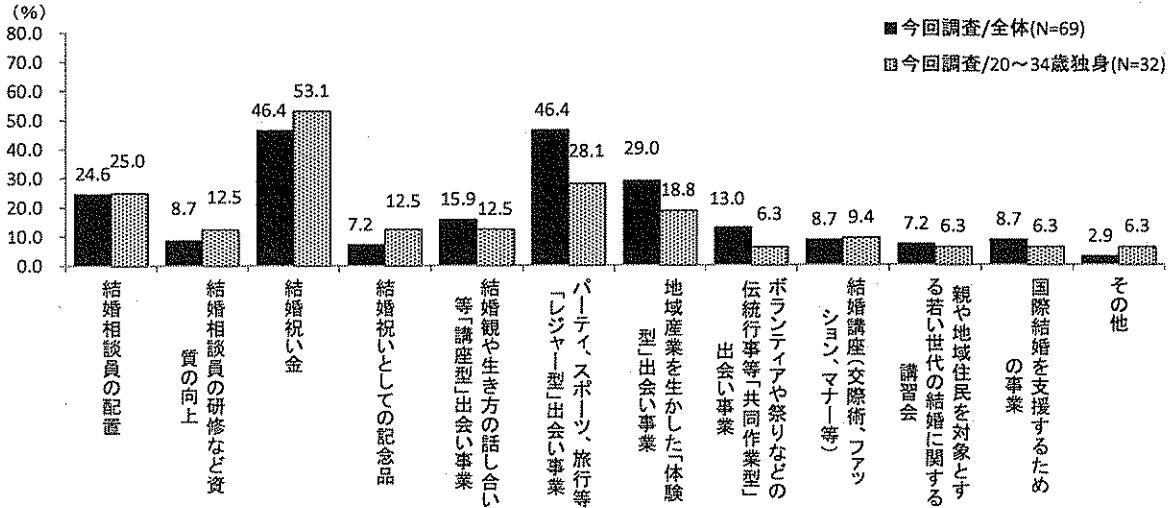
【地方自治体等の結婚支援事業】(行ってもらいたい結婚支援事業がある人)

行ってもらいたい結婚支援事業がある場合にはどのようなものですか。

(○印は3つまで)

- 「結婚祝い金」「パーティ、スポーツ、旅行等『レジャー型』出会い事業」(ともに46.4%)、「地域産業を生かした『体験型』出会い事業」(29.0%)の順である。
- 20~34歳独身では、全体と比べて「パーティ、スポーツ、旅行等『レジャー型』出会い事業」「地域産業を生かした『体験型』出会い事業」「ボランティアや祭りなどの伝統行事等『共同作業型』出会い事業」と回答した割合が低い。

■地方自治体等の結婚支援事業で行ってもらいたい結婚支援事業の内容



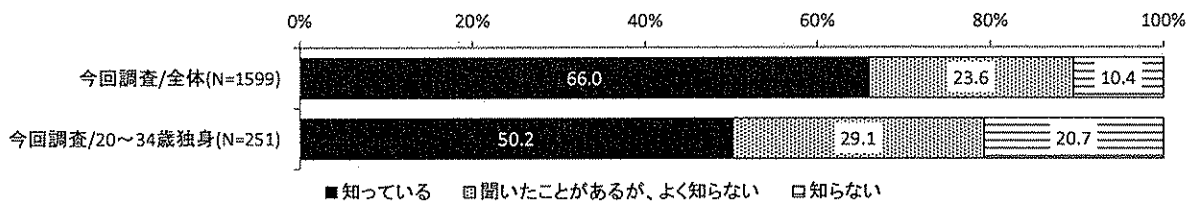
【妊娠と年齢との関係】

妊娠と年齢の関係では、男女ともに年齢が高くなるほど妊娠する確率が下がることや、妊娠の年齢が高くなるほど自然流産率が高くなること、妊娠中の異常(産科合併症)の発症頻度が高くなること、子どもの染色体異常のリスクが高くなることなどが分かっています。このような妊娠と年齢の関係についてご存知ですか。

(○印はひとつ)

- 「知っている」と回答した割合が66.0%、「聞いたことがあるが、よく知らない」と回答した割合が23.6%、「知らない」と回答した割合が10.4%である。
- 20~34歳独身では、全体と比べて「知っている」と回答した割合が低く、「聞いたことがあるが、よく知らない」「知らない」と回答した割合が高い。

■妊娠と年齢との関係の認知度



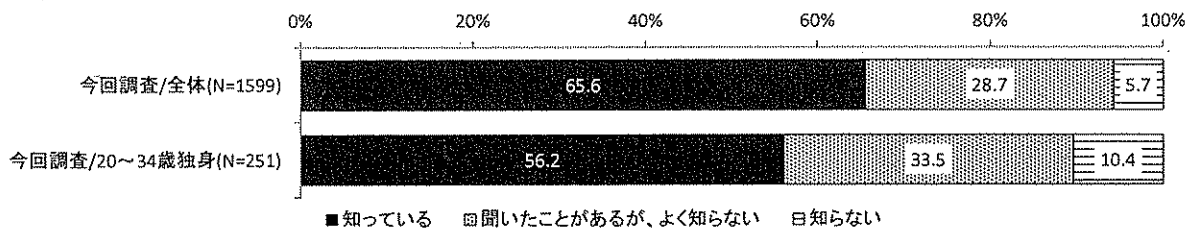
【里親について】

「里親」を知っていますか。

(○印はひとつ)

- 「知っている」と回答した割合が65.6%、「聞いたことがあるが、よく知らない」と回答した割合が28.7%である。
- 20~34歳独身では、全体と比べて「知っている」と回答した割合が低く、「聞いたことがあるが、よく知らない」と回答した割合が高い。

■里親の認知度



子どものいる世帯調査

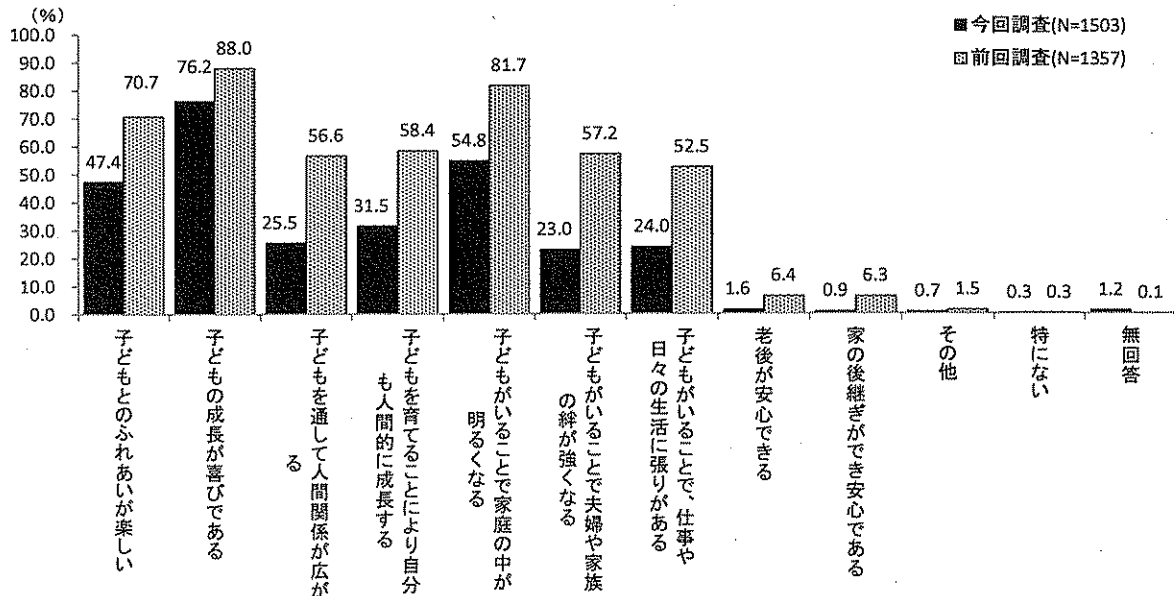
【子育てについて】

子育てをされていてよかったと思ったことや、喜びを感じたことは何ですか。 (○印は3つまで)

○「子どもの成長が喜びである」(76.2%)、「子どもがいることで家庭の中が明るくなる」(54.8%)と回答した割合が高い。

○前回調査と比べて回答可能選択肢が少なくなっており、「子どもを通して人間関係が広がる」「子どもがいることで夫婦や家族の絆が強くなる」「子どもがいることで、仕事や日々の生活に張りがある」については回答割合が半数以下である。

■子育てをされていてよかったと思ったことや喜びを感じること



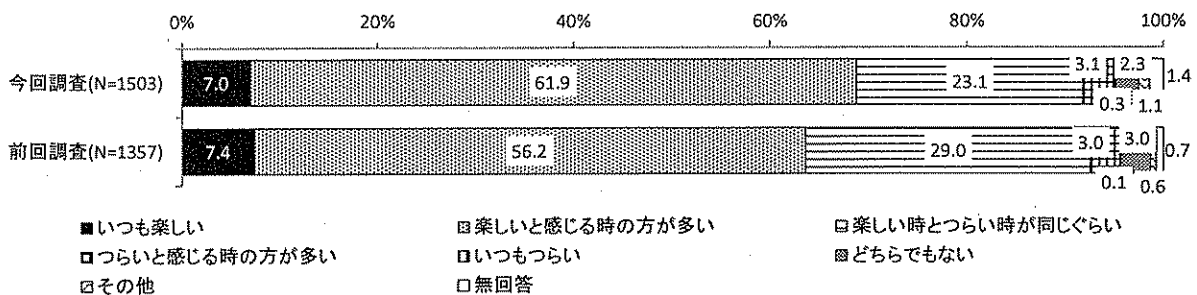
※前回調査は、○印はいくつでも選択可能

あなたは子育てをしてどう感じていますか。 (○印はひとつ)

○「楽しいと感じる時の方が多い」と回答した割合が61.9%と最も高く、次いで「楽しい時とつらい時が同じくらい」(23.1%)の順である。

○前回調査と比べて、「楽しいと感じる時の方が多い」と回答した割合が高く、「楽しい時とつらい時が同じくらい」と回答した割合が低い。

■子育てをして感じること

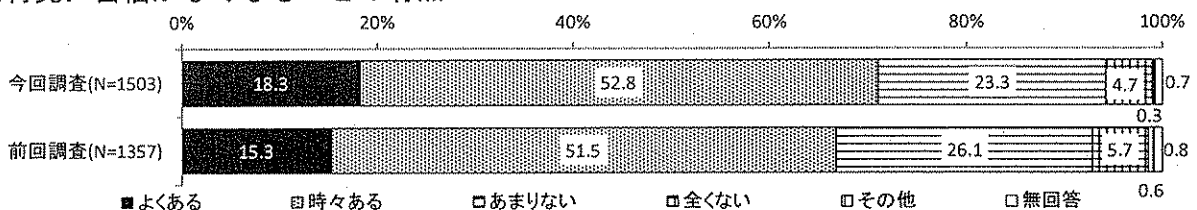


育児に自信がなくなることがありますか。 (○印はひとつ)

○「時々ある」と回答した割合が52.8%と最も高く、次いで「あまりない」(23.3%)の順である。

○前回調査と比べて、あまり違いはみられない。

■育児に自信がなくなることの有無

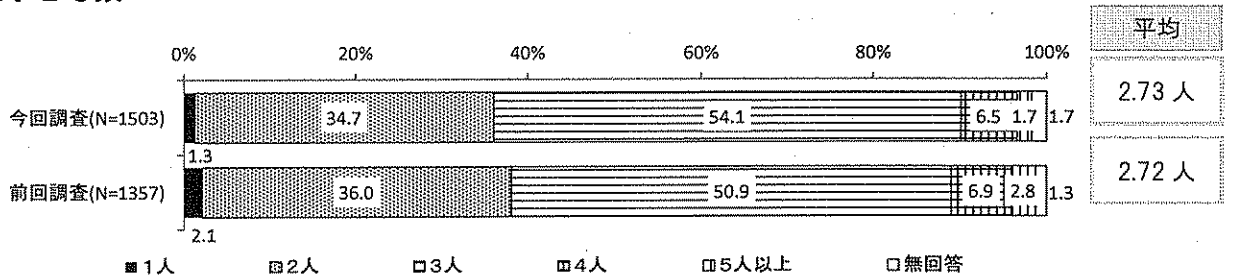


【理想の子ども数と予定子ども数】

あなたが理想とする子どもの数(理想子ども数)は何人ですか。また、現在のお子さんを含め、今後何人の子どもをもつ予定(予定子ども数)ですか。(人数を記入)

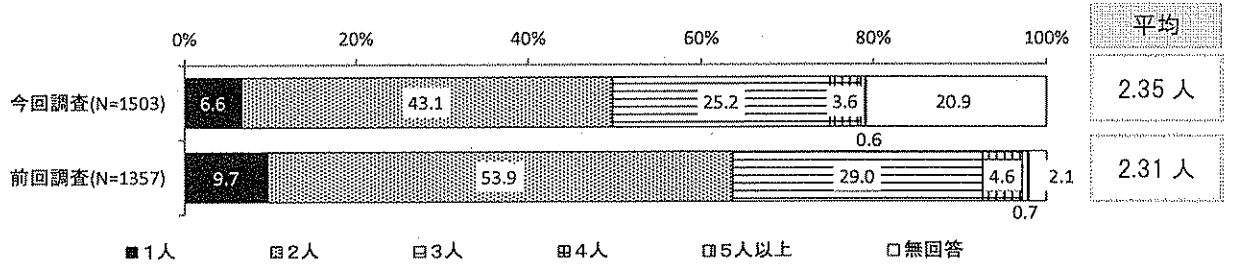
○理想子ども数は 2.73 人であり、前回調査と比べて 0.01 人増加している。

■理想子ども数



○予定子ども数は 2.35 人であり、前回調査と比べて 0.04 人増加している。

■予定子ども数



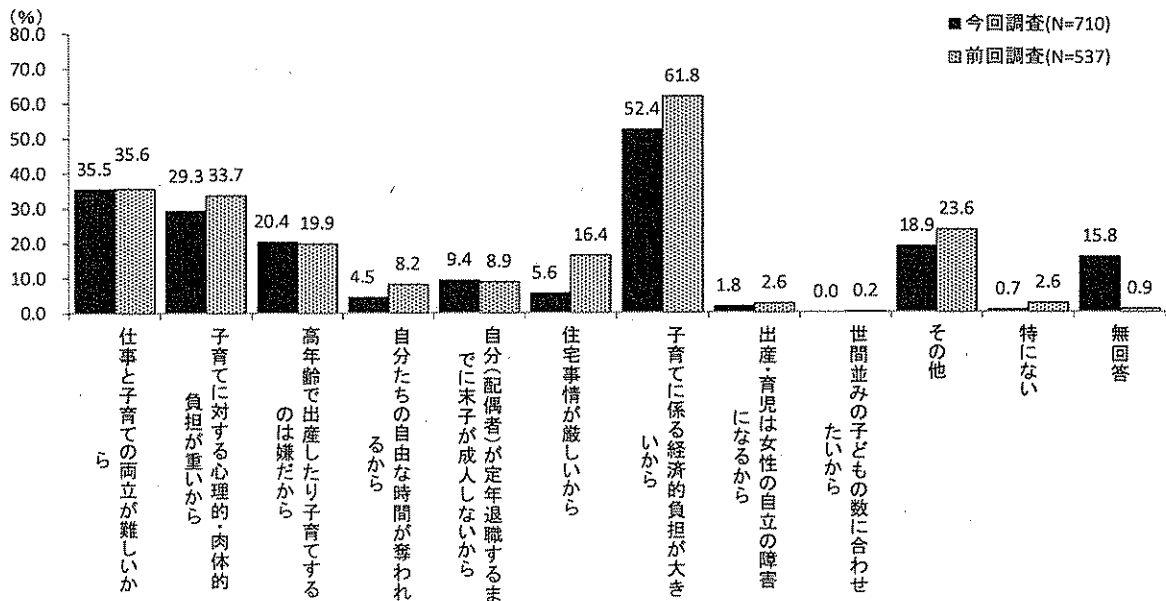
※今回調査は数値を記載する方法に対し、前回調査は選択肢方式

【理想子ども数より予定子ども数が少ない理由】(理想子ども数より予定子ども数が少ない人)

理想とする数の子どもをもとうとしない理由は何ですか。(○印は3つまで)

- 「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した割合が 52.4%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」(35.5%)の順である。
- 前回調査と比べて、「住宅事情が厳しいから」と回答した割合は低い。

■理想子ども数より予定子ども数が少ない理由



※前回調査は、○印はいくつでも選択可能

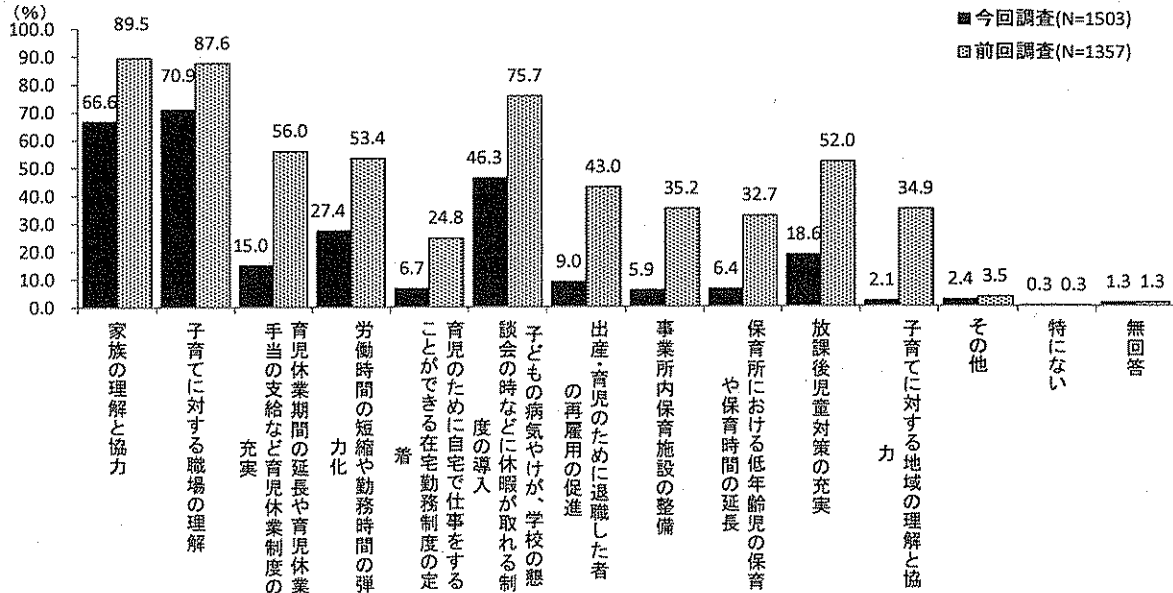
【仕事と子育てとの両立】

仕事と子育てを両立させるためには何が必要だと思いますか。

(○印は3つまで)

- 「子育てに対する職場の理解」と回答した割合が70.9%と最も高く、次いで「家族の理解と協力」(66.6%)の順である。
- 前回調査と比べて、回答可能選択肢が少なくなっており、「家族の理解と協力」「子育てに対する職場の理解」以外の回答割合は大幅に減少している。

■仕事と子育てを両立させるために必要なこと



※前回調査は、○印はいくつでも選択可能

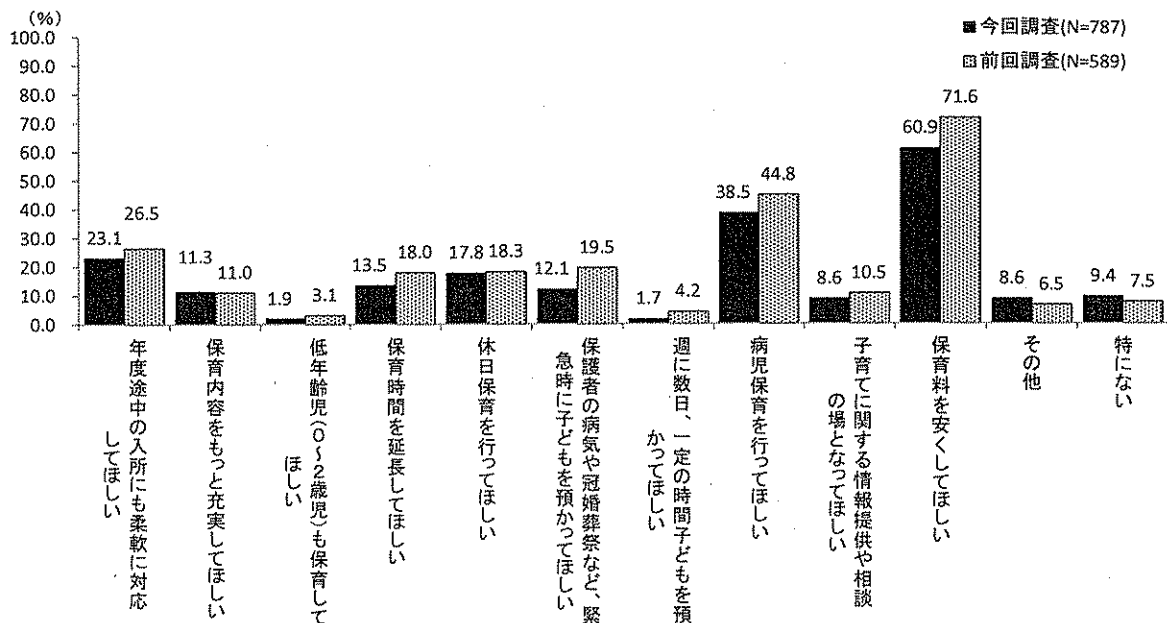
【保育所に対する要望】(現在、保育所(保育園)を利用されている人)

保育所に対してどのような要望がありますか。

(○印は3つまで)

- 「保育料を安くしてほしい」と回答した割合が60.9%と最も高く、次いで「病児保育を行ってほしい」(38.5%)、「年度途中の入所にも柔軟に対応してほしい」(23.1%)の順である。
- 前回調査と比べて、回答可能選択肢が少なくなっており、「保育料を安くしてほしい」の回答割合が10.7ポイント減少している。

■保育所に対する要望



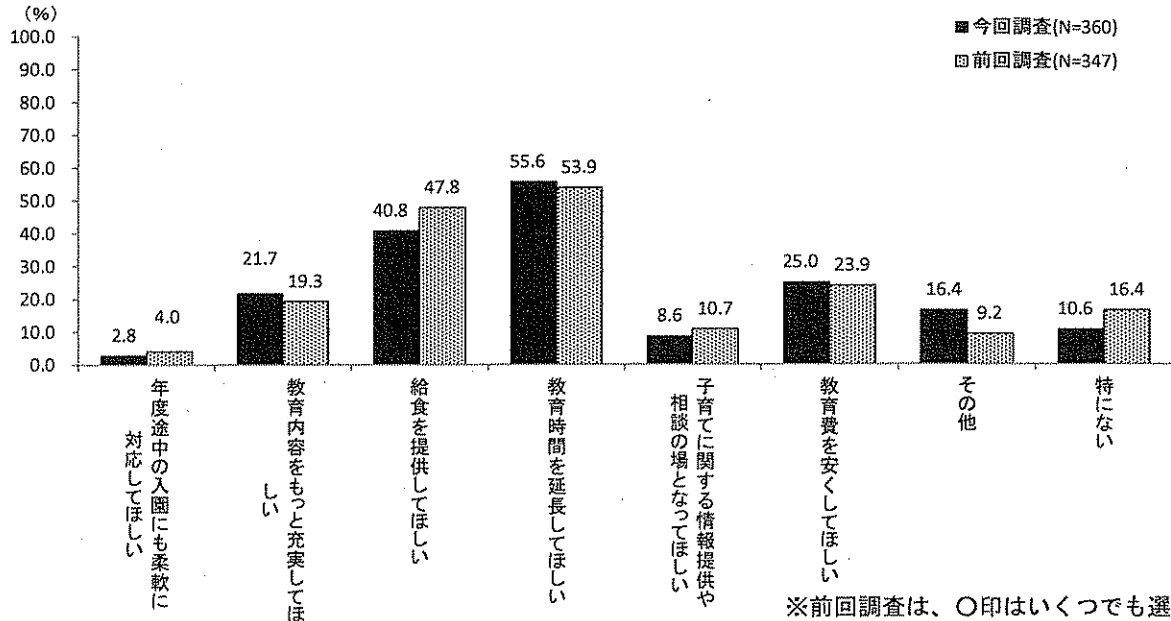
※前回調査は、○印はいくつでも選択可能

【幼稚園に対する要望】（現在、幼稚園を利用されている人）

現在通っている幼稚園に対する要望はありますか。 (○印は3つまで)

- 「教育時間を延長してほしい」と回答した割合が55.6%と最も高く、次いで「給食を提供してほしい」(40.8%)、「教育費を安くしてほしい」(25.0%)の順である。
- 前回調査と比べて、回答可能選択肢が少なくなっており、「給食を提供してほしい」の回答割合が7.0ポイント減少している。

■幼稚園に対する要望

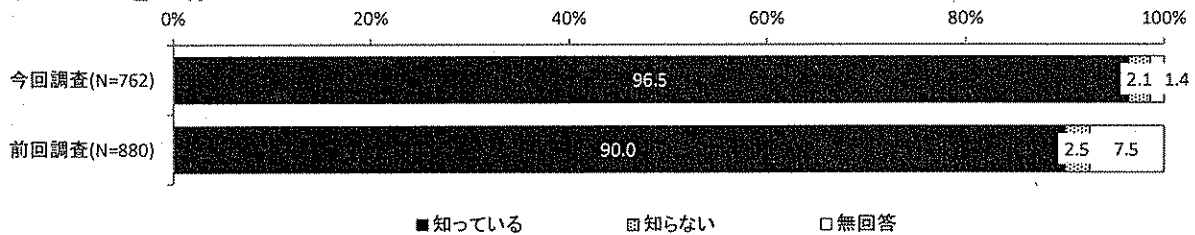


【放課後児童クラブについて】（小学校低学年の児童のいる人）

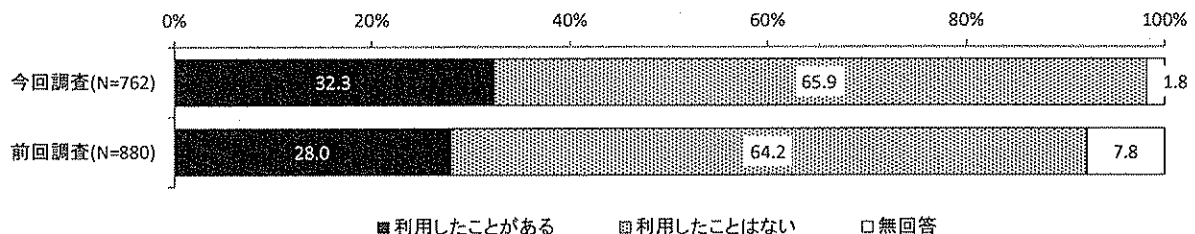
放課後児童クラブについてお尋ねします。 (○印はそれぞれ1つ)

- 「知っている」の回答割合が96.5%、「利用したことがある」の回答割合が32.3%、「利用したい」の回答割合が42.1%である。
- 前回調査と比べて、「知っている」「利用したことがある」「利用したい」の回答割合が増加している。

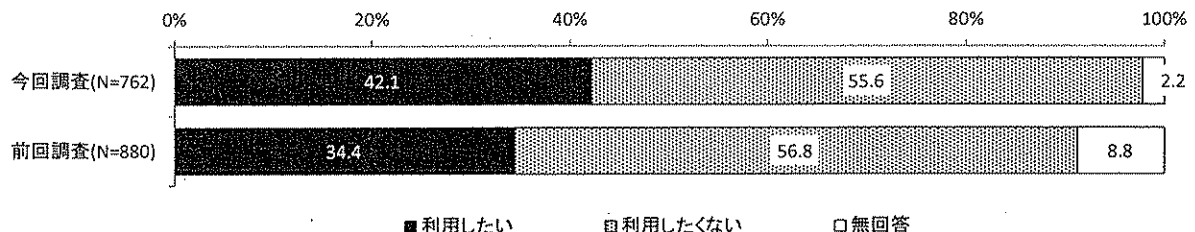
■サービスをご存じでしたか



■利用したことがありますか



■今後利用したいですか



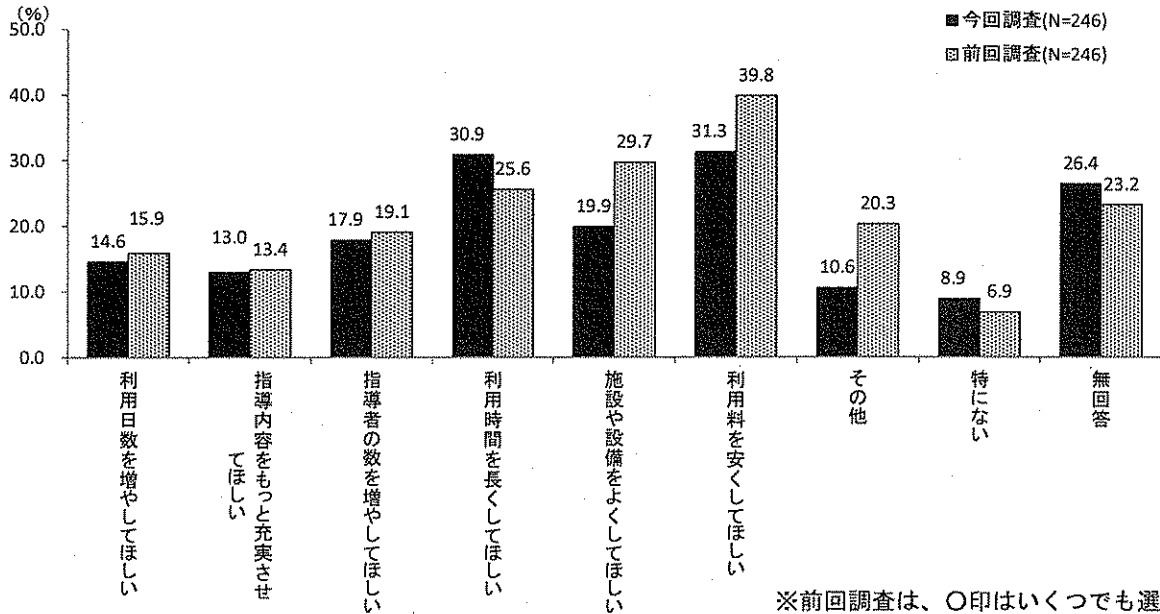
※選択肢は、今回調査は「はい」「いいえ」であるが、前回調査のものを利用した。

【放課後児童クラブについて】（現在、放課後児童クラブを利用されている人）

放課後児童クラブに対してどのような要望がありますか。（○印は3つまで）

- 「利用料を安くしてほしい」と回答した割合が31.3%と最も高く、次いで「利用時間を長くしてほしい」（30.9%）、「施設や設備をよくしてほしい」（19.9%）の順である。
- 前回調査と比べて、回答可能選択肢が少なくなっており、「施設や設備をよくしてほしい」「利用料を安くしてほしい」の回答割合が減少している。

■放課後児童クラブに対する要望



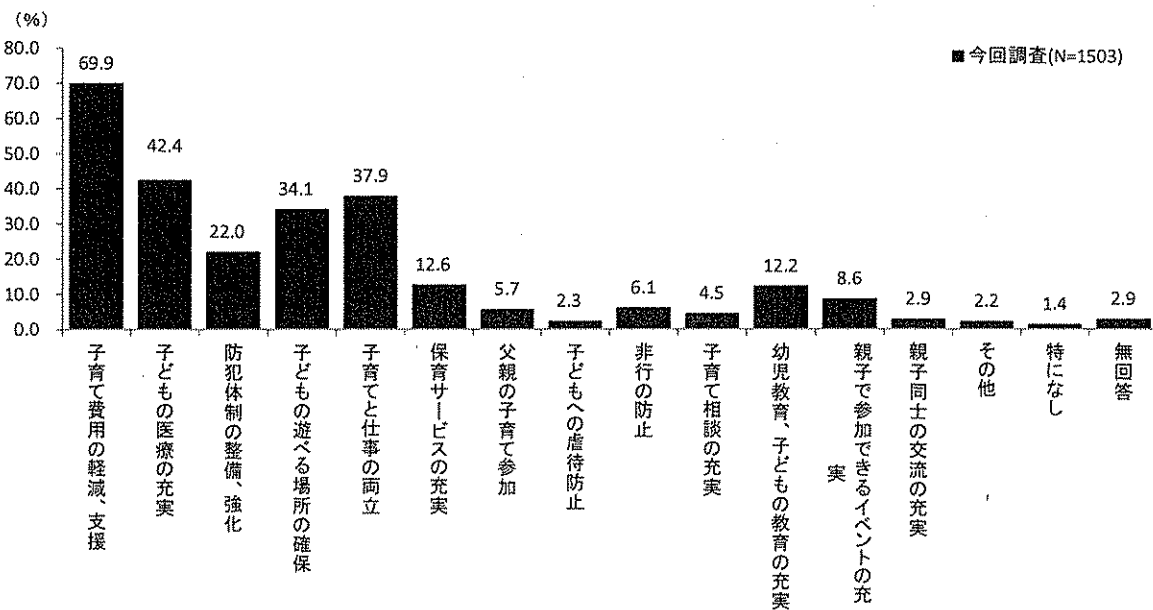
※前回調査は、○印はいくつでも選択可能

【子育て支援に求めるもの】

子育て支援に求めることは何ですか。（○印は3つまで）

- 「子育て費用の軽減、支援」と回答した割合が69.9%と最も高く、次いで「子どもの医療の充実」（42.4%）、「子育てと仕事の両立」（37.9%）の順である。

■子育て支援に求めるもの



第3節 少子化危機突破のための緊急対策【特集】

これからの若い世代が家族を形成し、子育てに伴う喜びを実感できると同時に子どもたちにとってもより良い社会を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児における課題の解消を目指すとともに、家族を中心に置きつつ、地域全体で子育てを支援していく取組の推進等について検討を行うため、2013(平成25)年3月に内閣府特命担当大臣(少子化対策)の下に、「少子化危機突破タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)が設置された。タスクフォースにおいては、家族形成に関する

国民の希望が叶えられない阻害要因の解消方策や、家庭と地域における子育ての向上に向けた支援の在り方等に関する議論が行われ、同年5月28日には、「『少子化危機突破』のための提案」がとりまとめられ、この提案をもとに、同年6月7日には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。

「少子化危機突破のための緊急対策」の内容については、以下のとおりである。

少子化危機突破のための緊急対策

平成25年6月7日

少子化社会対策会議決定

I. はじめに

1. 我が国は、社会経済の根幹を揺るがしかねない「少子化危機」とも言うべき状況に直面している。

○少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもない。一方で、少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、直接的には年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、社会的課題であるということを念頭に置いた対策が必要である。

2. 少子化対策を「新たなステージ」へ高める観点から、『少子化危機突破のための緊急対策』に早急に取り組む必要がある。

○現在も多くの若者が、将来家庭を持つこと

を望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっている。しかしながら、晩婚化が進むとともに、生涯未婚率が上昇しており、また、合計特殊出生率も1.41(2012)と、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶えることができていない。こうした国民の希望を叶える観点から、少子化対策は、政府をはじめ関係者あげて取り組まなければならない国民的な課題である。

- 一方で、政府はこれまでも少子化対策に継続的に取り組んできたが、少子化の進行に十分に歯止めがかかっているとはいえない。
 - ・ いわゆる「団塊ジュニア世代」による「第3次ベビーブーム」は到来せず、「出生数」の減少傾向が続いている。
 - ・ 「合計特殊出生率」は1.26(2005年)から1.41(2012年)まで上昇したが、先進国の中でも低い水準である。しかも、このまま上昇傾向が続くかどうか不明である。
 - ・ 晩婚化が進むとともに、生涯未婚率は上

昇している。

○フランスやスウェーデンの例のように、総合的な政策の充実・強化によって、個人の価値観や選択を前提としながら出生率を反転させ、少子化傾向に歯止めをかけることも可能であると考えられる。

○こうしたことから、従来の取組の成果と課題、地域の実情やニーズを踏まえ、少子化対策の重要性に関して国民的な認識の醸成に努めつつ、「少子化危機」を克服するために少子化対策を「新たなステージ」に高める観点から、『少子化危機突破のための緊急対策』に取り組むことが強く求められている。

II. 基本方針

○これまでの少子化対策は、「子育て支援」と「働き方改革」を中心に取り組んできており、『子ども・子育て関連3法』の成立や『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』の策定などを進めてきたが、待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめとして更なる強化が必要となっている。

一方、個人の希望の実現という点で政策ニーズが高く、出生率への影響も大きいとされている「結婚・妊娠・出産」に係る課題については、これまでの取組は弱いのが現状である。

【緊急対策の柱―「3本の矢」で推進】

○このため、『少子化危機突破のための緊急対策』として、

- ・ ①「子育て支援」と②「働き方改革」をより一層強化するとともに、
- ・ ③「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進する。

【対策の狙い―支援を「新たなステージ」に】

○こうした対策をパッケージとして進めるこ

とにより、

① 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」、

② 「第1子・2子・3子以降」のそれぞれに対応した支援

の総合的な政策の充実・強化を目指す。

【対策成功のカギ】

○上記の取組にあたっては、当事者だけでなく、家族・地域・職場が積極的に支援していく環境づくりが重要である。このため、

① 国民への情報発信と政府による着実な施策実行、

② 地域や職場の取組に対する社会的な支援、

③ 子どもたちやシニア世代の「祖父母力」など幅広い年齢層の参加促進

を進めていく。

III. 緊急対策の柱―「3本の矢」で推進

1. 「子育て支援」の強化

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行

○我が国の「子育て支援」は、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、大きな転機を迎えた。この画期的な新制度を着実かつ円滑に施行するため、25年4月に「子ども・子育て会議」を設置し、検討を開始したところであるが、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援が総合的に推進できる体制を整備する。

(2) 「待機児童解消加速化プラン」の推進

○「子育て支援」において緊急的に取り組むべき課題として、都市部を中心とする「待機児童問題」がある。この問題解消のため、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに前倒しで、地方自治体に対し、できる限りの支援策を25年度からスタートさせ、待

機児童解消の「加速化」を図る。これにより、「緊急集中取組期間」（平成25・26年度）に約20万人分の保育を整備し、「取組加速期間」（平成27～29年度）に更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズも含め約40万人分の保育の受け皿を確保する。その際には、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進する。

(3) 多子世帯への支援

○多子世帯特に3子以上世帯に対しては、子育てにかかる費用負担の軽減を図る観点から、現在講じられている保護者負担における特例措置などの支援はもとより、様々な支援を展開していくことが重要である。

(4) 地域・職場の「子育て支援ネットワーク」

○地域や職場における子育て支援を推進するとともに、親同士の交流や世代間交流を促すため、スポーツや文化芸術等を基盤とした「子育て支援のためのネットワークづくり」や、「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」、企業・店舗等が参加する「子育て支援のためのパスポート事業」の推進、地域コミュニティの子育て支援の拠点の確保、事業所内(大学・病院等を含む)の保育等の支援を推進する。

○また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援、児童虐待に対する相談・支援体制の強化等、社会的養護が必要な子どもに対する里親委託やファミリーホームの推進、児童養護施設等の小規模化等による家庭的養護の推進や自立支援の推進等により、特に支援が必要な子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

2. 「働き方改革」の強化

(1) 子育てと仕事の「両立支援」

○男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の抑制やテレワークの活用等による働き方の柔軟化などの働き方改革を強力に進める必要がある。また、現行育児・介護休業法の趣

旨の徹底化を図り、子どもが3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得しやすいよう、企業における環境整備を働きかける。パートタイマーなど非正規労働者も育児休業を取れるよう職場環境づくりを進める。

(2) 中小企業の両立支援促進

○仕事と子育ての両立の取組を促進するために、両立支援の取組を行うことに課題が多い中小企業への配慮等が重要であり、育児休業取得後の円滑な職場復帰支援として、「育休復帰支援プラン（仮称）」の策定等を行うとともに、育児休業者の代替要員確保のための助成を行う。さらに、中小企業における仕事と子育ての両立支援の好事例を普及し、企業の実情に応じた取組を促す。

(3) 企業による「女性登用」の促進

○女性が子育てをしながら活躍して働くことができる環境整備という観点から、個別企業における役員・管理職等への女性の登用や登用状況の情報開示に向けた働きかけを行う。全上場企業において、まずは、役員に一人は女性を登用するよう働きかけている。

(4) ロールモデル等の普及

○女性がキャリア形成をしていく上で、身近にロールモデル(キャリア形成での目標となる社員)やメンター(女性社員の相談・サポートをする社員)がいることは大きな支えとなることから、企業におけるロールモデルやメンターの普及を図るとともに、女性就労者に対する教育訓練機会の拡充を促す。

(5) 男性の働き方の見直し

○子育て期をはじめとして男性の働き方の見直しや意識改革も進めていく必要があり、仕事と子育ての両立支援のほか、長時間労働の抑制や多様で柔軟な働き方の促進等のワーク・ライフ・バランス施策を推進する。

3. 結婚・妊娠・出産支援

(1) 結婚・妊娠・出産支援の「全国展開」

- 結婚を希望する者が結婚できるように、若者の経済面における安定の確保に向け、自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援に引き続き取り組むとともに、新婚世帯に対する経済面などの支援措置を検討する。また、地域や職場における取組を推進するため、全国レベルでの結婚・妊娠・出産支援に関する情報共有や、先進的な事例等に対する表彰を行う。
- 中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会の推進や地域の青年活動の促進等を図る。

(2) 妊娠・出産等に関する情報提供、啓発普及

- 妊娠・出産等について、適切な時期に正確な情報提供を行い、啓発普及を図ることが重要である。このため、女性及び男性を対象にした多様な情報提供の充実を図る観点から、その提供する情報の内容・時期・方法等について専門的な検討を行う「情報提供・啓発普及のあり方に関する研究班」を設置し、具体的な施策を検討する。

(3) 地域の「相談・支援拠点」づくり

- 地域における相談支援拠点の体制充実を図るため、「女性健康支援センター」等について、電話・メール相談体制の充実(全国統一の番号、利用しやすい受付時間の設定等)を進め、利用者が相談しやすい環境を整える。また、相談支援拠点について全国統一番号の呼称等を分かりやすく覚えやすいものにするなど、周知を図るとともに、利用者がより気軽に利用できるようにする。

(4) 「産後ケア」の強化

- 産院退院後の悩みや孤立からもたらされる育児不安等は、第2子以降の出生行動に影響を与えうるといった指摘や、児童虐待の問題にも関わっているとの指摘がある。このため、退院後の母子にできる限り早期の接触を図り、必要な支援につなげることが

必要である。具体的には、早期の電話相談等の充実を図る「産後早期ケア(産後3、4か月まで)」の強化や、産後ケアセンター等において休養(日帰り、宿泊)等を行う「産後レスパイト型事業」や、現在活動していない助産師等を活用した子どもの世話に関する相談に対応したり、シニア世代の活力である「祖父母力」を活用して、母親の話し相手や一緒に外出するなどの支援を行う「産後パートナー事業」をモデル事業として導入し、その成果を踏まえて対応を検討する。

(5) 地域医療体制(産科・小児医療)の整備

- 社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえ、地域の産科・小児医療体制の整備のため、地域医療・医師確保に取り組む。

(6) 不妊治療に対する支援

- 不妊治療に対する支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ支援を進める。

4. 国民的な認識醸成と地域プランへの支援

(1) 国民への情報発信と政府による着実な施策実行

- 我が国が直面している「少子化危機」を突破し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい社会を作っていくには、これから結婚・妊娠・出産する世代や、現在子育て中の世代への支援の重要性に加え、地域や職場における認識を深めてもらうため、広く情報発信を強化していくことが重要である。特に、企業の経営者や自治体の首長の間で「少子化危機」に関する状況及び対策の必要性について認識を広め、少子化対策への積極的な参加を推進していくことが重要である。
- また、こうした少子化対策の展開にあたっては、具体的な政策目標・スケジュール等を明確に示し、国民的な理解を得ながら着実に実行していくことが重要である。

(2) 「地域・少子化危機突破プラン」の推進

- 少子化対策においては、地域の実状に即した取組が重要である。このため、地方自治

体が創意工夫した「地域・少子化危機突破プラン」を全国から公募し、その中からモデル的な取組を選定した上で、集中的にその取組を支援し、成果や課題について全国的に共有することにより、少子化対策の地域レベルでの取組を推進・加速化させる。

5. 制度・財源面の対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。
- また、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行を確保し、待機児童解消等を推進するため、平成26年度に「保育緊急確保事業」を実施する。
- 地域において若者が経済面における安定性の確保ができる企業に雇用されるなどの環境が整備され、結婚、子育てができる社会を構築するため、「結婚・妊娠・出産支援」や「子育て支援」などの多様な取組に対して、安心こども基金等の活用も含めた財政的な支援について検討する。

(2) 「次世代育成支援対策推進法」の延長・強化の検討

- 平成26年度で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」について、官民あわせて「少子化危機突破」に向けた取組を推進する観点からも、その延長・強化を検討する。

岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

1 子ども・子育て支援新制度に係る計画

- 子ども・子育て支援法(平成24年8月公布)の規定により、国の基本指針に即してすべての都道府県及び市町村は、5年を1期として定める子ども・子育て支援の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられた。
- 市町村は、子育て中の家庭の状況やニーズを調査した上で、教育、保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」(利用状況+利用希望)と「確保方策」(確保する内容+実施時期)に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 都道府県は、給付・支援事業の実施主体である市町村を支援するため、広域性と専門性を有する立場から、市町村ニーズ調査や市町村計画をふまえ、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する。

2 次期「岡山いきいき子どもプラン」との関係

- 平成26年度を最終計画年度とする「岡山いきいき子どもプラン2010」については、27年度からの新たな計画を策定する必要があるが、「いきいき子どもプラン」は子育て期だけでなく、結婚、妊娠・出産等を含むライフステージに応じた計画であり、子ども・子育て支援事業支援計画の内容を包括するものである。
- 子ども・子育て支援事業支援計画も平成27年4月を始期とすることが予定されており、次期いきいき子どもプラン(計画期間(予定):平成27~31年度)と計画期間が同じであることから、両計画を一体とした形で策定する予定である。

3 今後のスケジュール

- 今年度は、県民意識調査を実施するとともに、市町村ニーズ調査のとりまとめを行いながら、把握した県民の子育てに関する意識や子育て支援に関するニーズなどを分析し、計画策定のための準備を進める。
- 26年度は、市町村と調整を行い、子ども・子育て会議で意見を伺いながら、県としての計画策定作業を進めるとともに、パブリックコメントなどを通じて、幅広く県民の意見も聴き、計画を作成する。

県子ども・子育て支援事業支援計画記載内容等

県子ども・子育て支援事業支援計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての計画

- ◆ 県は、広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
- ◆ 県計画は、市町村が作成する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて作成

主な記載事項

■ 区域の設定

「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定

■ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 基本的に市町村計画の積み上げ
 - 各市町村で需給の均衡を図り、場合によっては市町村間で調整
- ※市町村で調整が見つからない場合は県で広域調整

■ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期、普及に係る考え方
- 教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 保幼小連携の取組の推進

■ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保・質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
- 国が講じる保育教諭の促進に係る方策(幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進)、潜在保育士の活用方策

■ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

- 児童虐待防止対策の充実
- 社会的養護体制の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実等

■ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(任意記載事項)

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備に係る各都道府県の実情に応じた施策

次世代育成支援対策推進法の概要

(平成17年4月から10年間の時限立法)

- 次世代法は、我が国の急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としている。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。
- ※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・公表・周知

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - 大企業(301人以上):義務
 - 中小企業(101人以上):義務(23年4月~)
 - 中小企業(100人以下):努力義務
 - 一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代育成支援対策推進法の見直しについて

<現行の仕組み>

法律の有効期限

平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間の時限立法

行動計画策定指針

行動計画策定指針の内容に即して、行動計画を策定

基本的な視点

- ① 仕事と生活の調和の視点
- ② 仕事と子育ての両立の視点
- ③ 企業全体での取組等の視点
- ④ 企業の実情を踏まえた取組の視点
- ⑤ 社会全体による支援の視点等

一般事業主行動計画の内容に関する事項

- 仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備
- 働き方の見直しに資する労働条件の整備等

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の策定・届出義務

認定制度(認定基準)

厚生労働大臣による認定・表示付与

- ① 適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画に定めた目標を達成したこと
- ④ 適切に公表及び労働者への周知をしたこと
- ⑤ 男性の育児休業取得者が1人以上いること
- ⑥ 女性の育児休業取得率が70%以上であること
- ⑦ 3歳から小学校入学するまでの子をもつ労働者を対象とする育児休業等の措置を講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の措置を講じていること
- ⑨ 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

子育てをサポートしている企業の証(くるみんマーク)



※ 次世代法の効果的推進方策として、認定制度の認知度を高めるとともに、経済的インセンティブとしての優遇措置の積極的な検討などを行う。

<労働政策審議会雇用均等分科会報告を受けた見直しのイメージ>

法律の延長

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで10年間延長

指針の内容を追加

行動計画策定指針の内容に、新たに①~②の内容を盛り込む

- ① 非正規雇用の労働者が取組の対象であることを明記する
 - ② 働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込む
- <働き方の見直しに資する取組>
- ・男性の育児休業取得促進の取組
 - ・所定外労働の削減の取組
 - ・年次有給休暇の取得促進の取組等

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

現行の一般事業主行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しつつ、高い水準の取組を行っている企業(新たに設ける認定を受ける企業)について、一般事業主計画の策定・届出に代えて、両立支援の取組の実績を公表する枠組みを追加

現行の認定制度の充実

現行の認定基準について以下の見直しを行う

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について中小企業の特例を拡充する
- ② 女性の育児休業取得に係る基準の見直しについて検討する
- ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準について見直す

新たな認定制度の創設

新たに設ける認定基準について、以下の①~④について現行の認定基準(見直しを行ったもの)よりも高い基準を設ける又は現行の認定基準にないものを追加

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について、高い基準を設ける
- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について、一定の条件の下で数値目標を定めて実施し、達成することとする
- ③ 女性の継続就業に係る基準を新設する【追加】
- ④ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組に係る基準を新設する【追加】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」

○母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

○平成25年3月1日の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行以降は、母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象として策定することとなった。

計画の基本的な考え方

I 計画の趣旨

岡山県は、国の「健やか親子21」を受け、平成14年3月に「新世紀おかやま母子保健計画」を、平成19年3月には「後期・新世紀おかやま母子保健計画」をそれぞれ策定し、これに基づいて市町村は「健やか親子21」計画の市町村版を策定することにより、地域の実情にあった取組を進めてきました。

今回は国の「健やか親子21」の延長に伴い、岡山県でも、課題等の見直しを行い、新たな取組の必要性を探り、今後の母子保健対策に反映させ、さらなる母子保健水準の向上を目指すものです。

II 基本理念

岡山県では、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け「新おかやま夢づくりプラン」を策定し、3つの基本戦略の一つである「『教育と人づくりの岡山』の創造」の中での「子育て支援プログラム」に取り組むとともに、重点施策「健やか親子21（母子保健事業）の推進」を具体的に進め「結婚や子育てに夢が抱け、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる地域・社会の実現を目指す」ことを基本理念においています。

III 計画の期間

本計画では、2010年(平成22年)を終期としていましたが、母子保健のより効果的な推進を目指し、次世代育成支援対策の実施に関する計画(岡山いきいき子どもプラン2010)と歩調を合わせて推進するために、終期を4年間延長し、2014年(平成26年)としました。

IV 基本的視点

以下の基本的視点のもと、21世紀の岡山県の母子保健のあるべき姿を目指します。

- ① 妊娠・出産・育児の期間や思春期などの各時期において特に、「心」の健康を重視した取組を推進するとともに、生活の質(QOL)の向上を図ります。
- ② 岡山県の母子保健水準の向上のため、地域保健、地域医療、学校保健及び産業保健が連携した母子保健活動の展開を図ります。
- ③ 健全な子育てができるよう、行政や学校、ボランティアグループ等が連携し、子どもを持つ家族が地域で孤立することなく、必要な支援が得られる地域づくりを推進します。
- ④ 住民や母子保健に関する自主グループが自らの力で健康づくりに取り組めるよう支援します。

家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」 (児童養護施設の小規模化の推進)

■国の方針

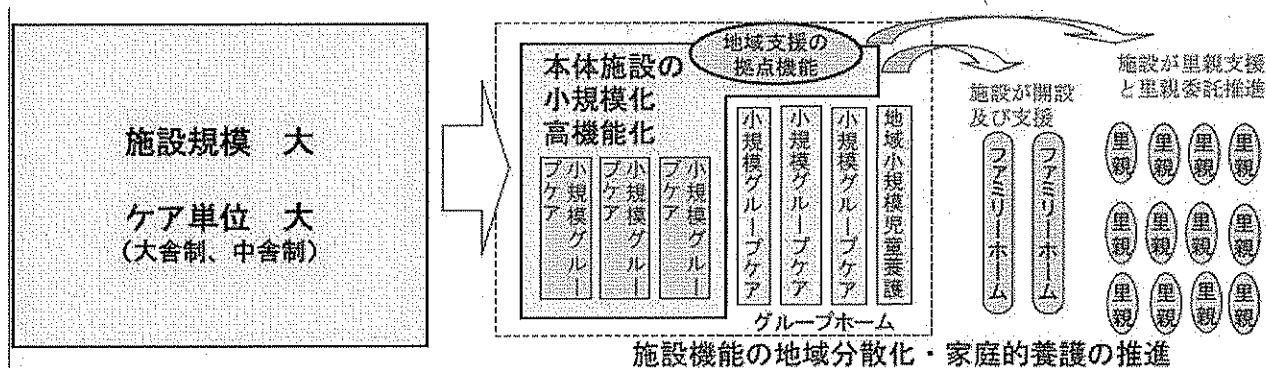
児童養護施設の7割が大舎制で、定員100名を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

○小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・ケア単位の小規模化 ⇒ 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- ・本体施設の小規模化 ⇒ 定員45人以下
- ・グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援
⇒ 施設は地域の社会的養護の拠点に

○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進のための計画策定

平成27年度から41年度までの15年間で、児童養護施設等の本体施設は、全施設を小規模グループケア化し、定員を45人以下にするとともに、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにするよう、計画の策定が国から求められている。



■施設等の現状

施設等	全 国	岡山県
児童養護施設 乳児院	36,863人 (84.0%)	509人 (84.6%)
地域小規模児童養護施設 (グループホーム) 分園型小規模グループケア	1,848人 (4.2%)	24人 (4.0%)
ファミリーホーム 里親	5,180人 (11.8%)	69人 (11.4%)
計	43,891人 (100.0%)	602人 (100.0%)

※1 全国数値は、平成24年10月1日現在の児童数

※2 岡山県数値は、平成25年4月1日現在の児童数

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

1 第1章 総則

・目的（1条）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

・基本理念（2条）

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。等

・国、地方公共団体、国民の責務（3～5条）

・政府の義務

① 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること（6条）

② 毎年、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表（7条）

2 第2章 基本的施策

・子どもの貧困対策に関する大綱（8条）

・都道府県子どもの貧困対策計画（9条）

・教育の支援（10条）

・生活の支援（11条）

・保護者に対する就労の支援（12条）

・経済的支援（13条）

・調査研究（14条）

3 第3章 子どもの貧困対策会議（15条、16条）

・内閣府に特別の機関として設置

・所掌事務

① 大綱の案の作成

② 子どもの貧困対策に関する重要事項の審議、子どもの貧困対策の実施の推進

・組織 会長 内閣総理大臣

委員 会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

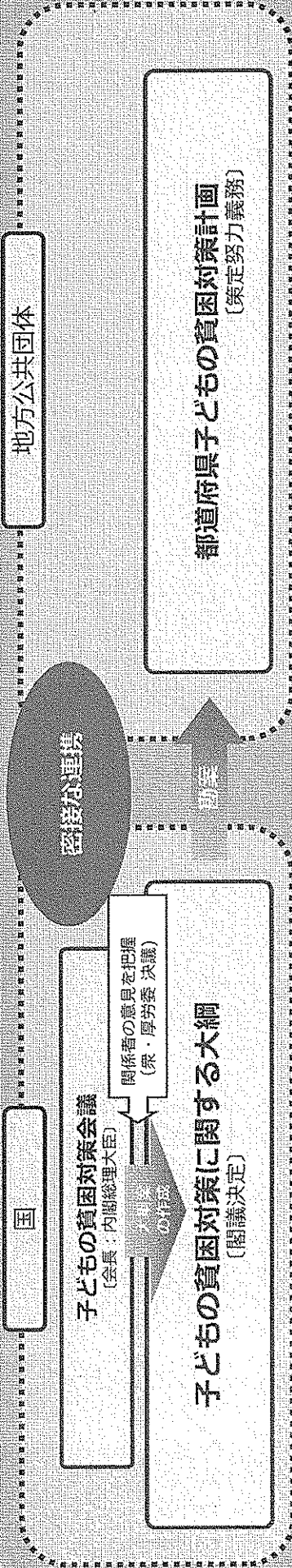
- **子どもの貧困率**
18歳未満の子どもで15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- **ひとり親世帯での貧困率** 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- **生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率** 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- **子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることのない社会を表現することを旨として推進されなければならない。**
- **子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。**

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

参考

子ども・子育て会議委員からいただいた御意見

委員名	岸本理香委員
施策名	障がいのある子ども（発達に心配のある子ども・病気を抱えた子どもも含める）のための子育て支援拠点事業
<p>〈施策内容〉</p> <p>子どもに障がいがあったり、発達に心配があったり、病気を抱えていることで地域にある地域子育て支援拠点事業やその他子育て支援の場へ行きにくいという多くの切実な声がある。</p> <p>そういった子ども達のことを回りの人がよく理解し、安心して遊んだり過ごせる場、保護者が悩みや困っていることを話せたり相談できる場、専門的なアドバイスや専門機関につないでもらえる場、様々な情報を得られる場、同じ悩みを抱えた保護者同士がピアサポートできる場となり、助け合いながら子育てができる仲間作りの場、こういったような総合的に子育て支援ができる拠点をつくっていく必要があると思う。</p> <p>全国には、こういった子ども達を支援している「おもちゃ図書館」という団体もあるので、岡山県の各市町村に1か所はできていくことが理想である。</p> <p>こういった場ができていくことで、子育てが大変でしんどさを抱えている親子、地域で孤立した親子、もしかしたら虐待寸前の親子を救っていただけるのではないかと考える。</p>	

委員名	岸本理香委員
施策名	児童館設置事業
<p>〈施策内容〉</p> <p>現在、就園前の親子の子育て支援事業は増えてきたが、就園後からの子どもの遊び場、放課後・休日の遊び場、異年齢での遊び場・居場所、子育ての相談ができたり仲間作りができる場所がない。</p> <p>また、子ども達が電子メディアによるテレビ、DVD、ゲーム等に費やす時間が多く、健全な遊び、友達関係の中で育つことが難しくなっている。</p> <p>対象年齢が0～18歳までの児童館は、長いスパンで子ども達に質の高い遊びと、いろんな人との関わりができる環境をつくることができ、子どもの健全育成を図ることのできる大変優れた施設であると思う。</p> <p>中学校区に1か所は設置されていくことが望ましいと思う。</p>	

委員名	岸本理香委員
施策名	マタニティスクールの復活または内容の見直し
<p>〈施策内容〉</p> <p>現在、市町村によって開催されているところと無くなっている所がある様です。以前、産院と市町村で開催される教室の内容が同じことが多く、特に市町村のものに参加者が少なくなったので無くなったように思います。</p> <p>十数年経っても内容（母体と胎児の発育、妊娠中の生活や栄養について、お産について等）が変わってないので、それだけでなく子育てに大切なこと、具体的な子育ての仕方について出産前に学べる場があれば、生まれてから子育てしやすくなると思います。特に生まれてから3か月は外出が難しく育児ストレスがたまったり、メディアとのつきあい方、赤ちゃんとの関わり方が分からず子育てしている人も多いのではと懸念します。また、妊娠中から友達作りの場があれば、後々の子育てにつながっていきます。産院や子育て支援拠点との連携を図り、マタニティスクールの開催の在り方、内容について、今の時代にあった魅力あるものにしていくことができないかと考えます。</p> <p>〈具体的な内容例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんとの関わり方について（スキンシップ、語りかけ、泣くことの意味など） ・子どもの育ちを大切にした環境づくり（生活リズム、メディアとの上手なつきあい方、メディアに頼らない子育ての仕方（具体的な関わり方や遊びのヒント）） ・絵本やおもちゃの紹介 ・子育て支援の場につながることの大切さを伝える場に（いろいろな人の中で育つこと、いろいろな体験・遊びの中で育つことの大切さ、困った時悩んだ時に助けてもらうことが良いことなんだということ等） ・先輩ママの体験談を聞ける場に（子育てに見通しをつけやすくなる） ・お父さんも参加できる両親学校の開催 	

委員名	岸本理香委員
施策名	中学校区に地域子育て支援拠点事業の設置の増設
<p>〈施策内容〉</p> <p>岡山県内にまだまだ子育て支援拠点が少なく、困っている親子も多いので中学校区に必ず1か所は設置できるよう取り組む必要性があると思います。</p> <p>岡山県独自で外遊び事業をしている所を拠点事業にできないでしょうか？（例えばプレーパーク、森のようちえん、その他独自で事業している所など）</p>	

外遊びは子どもの育ちにとって大変重要です。しかし、外で遊んでいる親子を見かけることが少なく、公園に行っても誰もいないことも多いという現状があったり、親自身が外へ連れて行って子どもを遊ばせるということにハードルが高くなってきています。外遊びもスタッフがいて親子を迎え入れ、一緒に遊びながら、外遊びの楽しさ、大切さを伝えていかないといけない時代になってきたと思います。

岡山県独自で障がい児のための子育て支援事業をしている所を拠点事業にできないでしょうか？

〈具体的な内容例〉

- ・子育て支援コーディネーターの配置
 - ・地域子育て支援拠点事業のスタッフ養成講座
- 市町村によっては、保育士、幼稚園教諭の免許を持っている人でないと採用してもらえないところが多いためNPOやボランティア団体で、子育て支援に関わった人も採用できるシステムが出来ないかと考える。
- 専門的な質の高い講座を開催し、認定証を交付し、採用の対象になるような仕組みづくりができればと考える。

委員名	岸本理香委員
施策名	おじいちゃん、おばあちゃんのための孫育て講座
<p>〈施策内容〉</p> <p>祖父母世代は、今と昔ではどう子育て環境が変化したのか、今の時代に合った子育てについて学べる場が無く、今の子育てにまだまだ理解のない現実があります。自分達が困った社会をつくってきたことに責任をもたず、若い親世代に厳しい目がまだまだあります。また、孫を甘やかしすぎたり、すぐに物を与えたり、すぐ危ないと言って子どもの遊び（特に外遊びの中で）を禁止してしまうことも多く、外遊びに理解がなかったり、田舎は特に同居や半同居が多いので、子育ての考え方や仕方が今と昔では違ってきているので、悩んでいる人も少なくありません。</p> <p>下記のような内容を盛り込んだ孫育て講座ができていき、祖父母世代の理解と協力が得られていけば、もっと子育てしやすい家庭環境となり子どもの育ちが良くなっていくことと思います。また、地域の中で子育てしやすい社会となっていくことと思います。</p> <p>〈具体的な内容例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今と昔ではどう子育て環境が変化したか ・親の役割、祖父母の役割 ・孫育てに大切なこと（生活リズムの問題、メディアとの付き合い方（おじいちゃん、おばあちゃんテレビつけ放しの家多い、子ども番組で子守も結構多い）、おやつの問題（虫歯が多い）、おもちゃの与え方、外遊 	

びの理解、いろいろな人や体験の中で育てることの大切さ＝支援拠点や外遊びに行くなど外出に対する理解をしてもらう)

委員名	岸本理香委員
施策名	子育ては未来の種まき～みんなで育てよう岡山の子どもたち～啓蒙活動
<p>〈施策内容〉</p> <p>岡山県のオリジナルCMを作成し、メディアで流し、多世代に理解を広める岡山県のオリジナルポスターを作成し、公共機関や子育て支援拠点、学校、病院、企業、商店街、スーパーなどに貼らしてもらって理解を広める。</p> <p>〈具体的な内容例〉</p> <ul style="list-style-type: none">・若い世代が、子どもはかわいい、子育ては楽しそう、将来子どもを生ま育ててみたいと夢を描けるようなもの・みんなで子どものことを温かく見守り、みんなで助け合って育てることの大切さが伝わるもの・乳幼児に大切にしたいこと「食べる・ねる・あそぶ」生活リズム、親子のふれあい、いろいろな人との関わり、自然との関わり、外遊び、その事が生きる力になり、学力の土台になっていくということが伝わるもの	

委員名	岸本理香委員
施策名	人間関係構築力を学ぶ「赤ちゃん登校日」授業
<p>〈施策内容〉</p> <p>鳥取県の鳥取大学地域貢献支援事業、人間関係構築力を学ぶ「赤ちゃん登校日」授業を、岡山県でも取り組めたらと思います。</p>	

委員名	山本篤子委員
<ul style="list-style-type: none">・難病早期発見のため、保育所・幼稚園に専門教師の配置が必要。・ネットいじめから子どもを守りましょう。・児童の虐待の早期発見で何とか早く助けてあげたい。・地域での横の繋がりを多く持ち、そして日々生活が楽しくなり結婚して繋がっていけばよい。 <p>特に子ども達とふれ合う機会を多くつくり交流したらよい。</p>	

子ども・子育て支援新制度に係るスケジュール（事業計画等）

年月	国	県	市町村
H26.4月	公定価格（各種給付基準）の骨格公表	市町村へのアドバイス・協議	計画に定める「確保方策」の検討・報告
5月	政省令を公布 仮単価の提示	第2回子ども・子育て会議 （県民意識調査結果報告、 県計画骨子案）	
6月	施設の意向調査の実施		
7月		第3回子ども・子育て会議 （県計画素案）	
8月			
9月		認定こども園認可基準条例策定 認定子ども園に関する合議体の設置 市町村計画案取りまとめ	市町村計画案策定 認可・運営基準条例、支給認定 基準条例制定
10月		第4回子ども・子育て会議 （県計画案） 県計画案策定 各種施設の認可・認定開始	・市町村計画案パブコメ・議会手続き ・給付対象施設事業者の確認 ・保育の必要性の認定 ・費用、利用者負担等の確定 （条例制定等） ・地域子ども・子育て支援事業実施 準備
11月			
12月	平成27年度予算案決定 公定価格・利用者負担額を確定	県計画パブコメの実施	
H27.1月			
2月		第5回子ども・子育て会議 （県計画最終案）	
3月		県計画を内閣総理大臣へ提出	市町村計画を県知事に報告
4月	子ども・子育て支援関連3法本格施行、新計画スタート		